（防衛省職員給与施行規則の一部改正）

第三条　防衛省職員給与施行規則（昭和四十四年総理府令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定に傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定のように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（事務官等の職務の級ごとの定数） **第二条**　［略］ 2　前項の規定にかかわらず、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員」という。）の職務の級ごとの定数は、別表第七から別表第十一までに定めるとおりとする。 3・4　［略］ **別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠	（事務官等の職務の級ごとの定数） **第二条**　［同上］ 2　前項の規定にかかわらず、自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第四十四条の五第一項に規定する短時間勤務の官職を占める職員（次条第一項において「再任用短時間勤務職員」という。）の職務の級ごとの定数は、別表第七から別表第十までに定めるとおりとする。 3・4　［同上］ **別表第二**　行政職俸給表の適用を受ける事務官等級別定数表（第二条関係） イ　行政職俸給表㈠

組織の区分＼職務の級の区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
防衛省本省の内部部局	四三人	四九人	四七八人	一七六人	一一一人	一八八人	六〇人	四八人	三〇人	八人
防衛人事審議会								一		
防衛大学校	四四	四四	四三	一二	一六	九	二	二	二	
防衛医科大学校	四	六一	五一	三八	一〇	一六	一〇	三	三	
防衛研究所	一	一八	六	一八	二	八	三	二	一	
統合幕僚監部		一四	一〇七	二九	一五	九	二	四	一	
陸上自衛隊	九五	七八七	一、九三六	七三五	四八四	二九七	三五	一八	一	
海上自衛隊	九五	四六四	九一一	二八三	一八四	一三九	二〇	七		
航空自衛隊	六九	四一五	八三九	二四〇	二〇一	一〇九	一五	五		
情報本部	四四	一二五	一九四	六八	三五	三六	一二	九	五	
防衛監察本部	一	一	一〇	六	八	三	二	一	一	一
地方防衛局	六五	二四七	九二八	四五九	三六六	二〇六	七〇	二〇	三三	一
防衛装備庁	二五	八九	二九五	一〇七	一〇四	一二六	三五	二七	一九	一

組織の区分＼職務の級の区分	一級	二級	三級	四級	五級	六級	七級	八級	九級	十級
防衛省本省の内部部局	四一人	五一人	四四九人	一六四人	一一二人	一九八人	五三人	四八人	三〇人	八人
防衛人事審議会								一		
防衛大学校	四四	四二	四九	三三	一二	一五	九	二	二	
防衛医科大学校	四	六	五三	三八	一〇	一六	一〇	三	三	
防衛研究所			六	一八	二	八	三	二	一	
統合幕僚監部		八	一〇三	二四	一六	八	二	四	一	
陸上自衛隊	九八	七七五	一、九五七	七三三	四八五	二九七	三五	一八	一	
海上自衛隊	九八	四六七	九〇四	二八四	一八四	一三九	二〇	七		
航空自衛隊	六三	四一一	八四四	二三七	二〇一	一〇九	一五	五		
情報本部	四三	一一九	二〇六	六〇	三五	三二	一二	九	五	
防衛監察本部		一	一〇	六	八	三	二	一	一	一
地方防衛局	六六	二五四	九一七	四四八	三六六	二〇六	七一	一九	三三	一
防衛装備庁	一六	九四	二八七	一〇九	九九	一二四	三五	二七	一九	一